

公 示 送 達 書

白山市告示第 2 2 4 号

下記の書類は、送達を受けるべき者の所在が明らかでないので、地方税法第 2 0 条の 2 第 1 項の規定により公示送達します。

これらの書類は、総務部納税課において保管してありますから、申し出があればいつでも交付します。

令和 8 年 7 月 2 7 日

白山市長 田 村 敏 和

公示送達する書類の名称	送達を受けるべき者の氏名又は名称	摘要
滞納処分の停止通知書	澁谷 博司	
	以下余白	

備考 上記の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達した日から起算して 7 日を経過したときに送達があったものとみなされます。